

「学びの多様化学校」設立準備検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 第3次生駒市教育大綱の理念を具現化し、全ての児童生徒の多様な学びの場を創出するため、生駒駅北口に整備する「学びの多様化学校」の設立準備に関し、具体的な事項を検討するため、「学びの多様化学校」設立準備検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 検討会において意見を求め、及び検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 「学びの多様化学校」のスクールビジョンに関すること。
- (2) 「学びの多様化学校」の目指す学びの場に関すること。
- (3) 「学びの多様化学校」の特色ある教育課程に関すること。
- (4) その他、「学びの多様化学校」の設立準備に関し、教育委員会が必要と認める事項。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 生駒市立小・中学校の校長
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において教育委員会は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 検討会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 検討会の開催期間は、令和7年12月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、生駒市教育委員会事務局教育指導課及び教育政策室において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。